

社会福祉法人白鳥会 役員等報酬規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳥会（以下、「法人」という。）の定款第〇〇条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用に関する事項について定める。

（定義等）

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 2 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。
- 3 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とする役員で、週20時間以上勤務する者をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。
- 4 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。尚、理事会・評議員会並びに監事監査に係る交通費は報酬に内在するものとする。

（報酬等の種類）

第3条 非常勤役員に支給する報酬は、別表1で定める額とする。

- 2 評議員においては定款に定める総支給額を越えないものとする。
- 3 施設職員と兼務する理事においては職員給与規程に準ずるほか、本規程が定める報酬を支給することが出来るものとする。（別表2）
- 4 退職手当については、当該役員の退職時期において、常勤役員は現に適用されている報酬月額に、非常勤役員は10,000円に在任期間の年数を乗じ、更に、別表3に定める役位別倍率を乗じて算出した合計額とする。ただし、在任期間に1年未満の端数月がある場合は、月割りで計算し、1カ月未満の端数がある場合は1カ月に切り上げて計算する。
- 5 前条の常勤役員の退職時の報酬月額が、何らかの事情で明らかに低い（又はゼロ）ような場合は、1年当たり平均法により計算する。

（報酬の支払い方法等）

第4条 役員等の報酬は、当該会議等に出席した都度、翌月25日に役員等の口座に振り込み支払うものとする。ただし、その日が休日に当たる時は、職員給与規程第3条に準じた日とする。

- 2 法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額は法人が負担するものとする。
- 3 支給の上限は年額1,000万円を超えないものとする。（別表1・2の総額とする）

（その他費用）

第5条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用は、この請求があった日から遅滞なく支払う

ものとし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 費用のうち旅費（宿泊費を含む）については職員の取扱いを準用するものとする。

（公表）

第8条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬等の支給の基準として公表する。

2 法人現況報告書において、当該前年度の報酬総額を公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は理事会及び評議員会の議決を得て、理事長が別に定める。

（附則）

（1）この規程は、令和7年4月1日から改定施行する。

別表１ 非常勤役員の報酬、費用

報酬

	報 酬
理事	１０，０００円
監事	１０，０００円
評議員等	１０，０００円

※１回の出務に対する額（出張、研修、監査等を含む）

旅費

宿泊費	交通費
実費	実費

別表２ 常勤役員の報酬

報酬（上限）

	報 酬
理事長	月額２００，０００円
業務執行理事	月額１００，０００円
理事	月額 ５０，０００円

別表３ 退職手当の役位別倍率（上限）

	役 位	役位別倍率
常勤役員	理事長	３．０
	業務執行理事	２．０
	常勤理事	１．０
非常勤役員	上記以外の役位の者	１．０